

書評 Reviews と 紹介

アーカイブを学ぶ — 東京大学大学院講義録 「アーカイブの世界」 —

小川千代子・阿部純
大川内隆朗・鈴木香織・研谷紀夫/著
岩田書院 2007.3 210p 18cm 2,000円
(税別)



本書は国際資料研究所代表の小川千代子氏が東京大学大学院情報学環において同大学院の学生を対象に2005年度から開講されている「アーカイブの世界」をもとにしたものである。

副題に「東京大学大学院講義録『アーカイブの世界』」とあるように、本書は2005年度の講義をまとめたものが中心であるが、特徴は同講義を受講した学生のレポートが本書を構成する上において重要な役割を果たしている点である。

本書の構成は以下の通りである。

第一部：アーカイブを知る

1. アーカイブとは
2. 記録とは
3. 情報と記録の発生と蓄積
4. 文書事務の基礎知識
5. 文書のライフサイクル

第二部：アーカイブを歩く

1. 東京大学大学史史料室
見学レポート
2. 国立公文書館
見学レポート
3. 板橋区公文書館
見学レポート

第三部：アーカイブを問う

1. 日本の文書館の法制
2. 電子記録の保存とデジタルアーカイブ
3. アーキビストの倫理を考える

第四部：アーカイブを考える

1. 国立公文書館設立をめぐる政治
2. 民間記録
3. 知的財産権と公文書
4. アーカイブの建築
5. 東京大学大学院情報学環のアーカイブズ

残すということ

あとがき

この中で第一部、第三部は小川氏による講

義録が中心となるが、第二部は講義の一環として行ったアーカイブに関する見学施設についての紹介と受講者の見学レポート、そして第四部は受講者によるレポートとなっている。

このような、一方向の講義録ではなく、そこから受講者が何を感じ、何を考え、何を学んだのかについて理解出来るのが本書の特徴である。

■第一部：アーカイブを知る

第一部は小川氏による講義内容となるが、初めて「アーカイブ」という言葉に接する者でも、その言葉の意味について理解することの出来るほどの基本の書となっている。

「アーカイブ」という言葉がカタカナ語で広く普及しているという現状は、この言葉について考察する上で非常に重要である。日本語のカタカナ表記だけでも「アーカイブ」、「アーカイブス」、「アーカイブズ」と三種類が殆ど同様の意味で存在し、さらに未だ適切な日本語が付されていないことは、この言葉に対して日本が未だ発展途上であることを意味する。

本書では、その言葉の意味を英語による表記の違いから、それを日本においてどのように用いているのか、まで丁寧に解説している。また、文章や発言、行動の結果が「記録」されていく過程をいくつかの事例をもとに図表などを用いて解りやすく読者に示し、それらの情報と記録を「資料」へと転換していく「アーカイブの三段階」について詳しく論じている。

さらに、文書事務についての基礎知識から、時として混同しがちな文書館、図書館、博物館の役割や立場、取り巻く法律の違いなどまで丁寧に解説がなされている。

このように、この第一部においては、大学院での講義という意味合いから、初めて同分野に接する人から、ある一定の知識を持った人までもが、アーカイブを巡る環境を、その基礎から網羅的に学ぶことができる。

■第二部：アーカイブを歩く

本講義では、授業の一環として複数のアーカイブを実際に見学し、その空気を感じることで具体像を知る、ということを行っている。講義では、東京大学で一般的に安田講堂として知られる大講堂にある東京大学大学史史料室、東京都の中心部、北の丸公園の一角にある国立公文書館、そして、都内の区市町村レベルで唯一の地域文書館である板橋区公文書館の三ヶ所を見学している。

この第二部の中心となるのは、東京大学大学史史料室に勤める谷本氏、板橋区に勤める三浦氏、そして実際にそれらアーカイブを見学した受講生の声となる。特に受講生のレポートは、アーカイブを専門として活動してきた訳ではない若き研究者が、アーカイブを訪れた際の生きた感想・指摘であり、実際のアーカイブがどのように映っているのかについて知るための記録でもある。

■第三部：アーカイブを問う

第三部は、小川氏がアーカイブを取り巻く環境と、そこに存在する課題について論じている。具体的には①近代日本の文書館法制②電子記録の長期保存③アーキビストの倫理の三点である。

日本においてアーカイブの言葉が日本語化、一般化していない要因の一つに、その概念の新しさがある。第一部でも取り上げた、保管・閲覧機関として図書館、博物館、文書館という文化の三本柱から小川氏は論を始める。

図書館には図書館法、博物館には博物館法があり、さらに文化財保護法を含めて、全て昭和20年代に成立している。一方、文書館に関しては公文書館法、国立公文書館法、そして情報公開法などが関係するが、それらは公文書館法の1987年に始まり、国立公文書館法1998年、情報公開法1999年と半世紀に亘る時差が存在する。

公文書そのものの存在は現在に始まったものではないが、それら役所で作成された文章

を、公文書として管理する意識が日本には乏しかったことを示す事例である。本書では公文書館法、国立公文書館法について、その設立の背景から内容にまで簡潔に解説している。そして、それを読むことで、氏が述べている国立公文書館法の成立による法制面で国際水準により追いついたことの意義を感じることが出来る。

第二点目は近年隆盛を極めるデジタルアーカイブについて論じている。紙媒体から電子記録へと変換することで基資料の保存や情報の管理・移動が簡単になったという利点がある一方で、本書ではその保存性に対する関心の低さに警鐘を鳴らす。デジタル化し、ソフト化する一方でハードが壊れた場合に記録を読むことが出来なくなる問題や、情報を保存する側が50年、100年を考える「長期」という概念に対し、企業側が考えるデジタルにおける「長期」が5年程度であるという現実を指摘し、「デジタルアーカイブ」が魔法の杖でないことを記している。

そして三点目は、日本ではまだまだあまり馴染みの薄いアーキビストについて論じている。この中で英国のアーキビストであるマイケル・ローパー氏の言葉を引いて、日本のアーキビストが真に「専門家」と呼ばれるにふさわしい条件を満たすには、専門家としての倫理のあり方についての認識を定着させることが要件のひとつであるとしている。その上でICA/SPA 国際文書館評議会/専門家団体部会が取りまとめたICA「アーキビストの倫理要領」を取り上げ、その前文、本文を共に掲載している。そして、さらに各節ごとに小川氏は解説を付し、自らの翻案を提示することで、より噛み砕いた分かりやすい表現を読者に提供している。

■第四部：アーカイブを考える

本書の特徴である双方向の講義録の部分が最も現れているのがこの第四部である。第四部では、本講義を受けて受講生がアーカイブについて何を感じ、アーカイブをどのように

捉えているのか、受講生による最終レポートの形で成果を示している。

収蔵レポートは、①国立公文書館設立をめぐる政治②民間記録③知的財産権と公文書④アーカイブの建築⑤東京大学大学院情報学環のアーカイブズ、の5つである。受講生によるレポートとは言え、感想ではなく、アーカイブを取り巻く状況について調査、考察した成果であり、アーカイブ論の一端を占めることの出来る枢要なレポートとなっている。

■本書を読んで

本書の持つ第一義的な意味は小川氏によるアーカイブそのものに関する基礎知識を非常に解りやすく解説していることである。その言葉の意味から歴史、取り巻く状況までを丁寧に示しており、アーカイブ研究の入門書として最適である。

また、実際に国内にあるいくつかのアーカイブ施設を歩き、それら施設の説明、紹介がなされていることも、アーカイブが置かれている現状を知る上では非常に貴重である。さらに、アーカイブの専門家ではないが、研究を志す受講生の意見がそこに提示されていることは、研究施設としての役割を併せ持つアーカイブ施設に対する客観的な評価であり、その声の持つ意味は大きい。

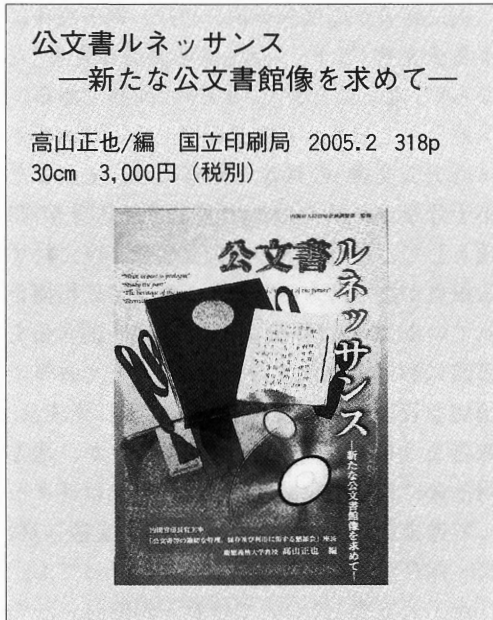
日本におけるアーカイブの歴史はようやく始まったと言っても過言ではない。本書が示す通り、図書館法、博物館法に遅れること半世紀にしてようやくアーカイブに関する法律が成立したばかりである。しかし、それら法整備も未だ完全とは言えず、アーカイブを取り巻く環境が欧米のそれに肩を並べているとは到底言うことが出来ないのが現実である。

そのような状況の中で、本書は今後日本が取り組むべきアーカイブの世界をわかりやすく解説し、同時にいくつかの問題提起が内包されている。国家レベル、自治体レベル、大学や文書館などの施設レベルなど様々な場所にそれぞれ今後克服すべき問題は存在するが、それらの問題の解決のためにも、アーカ

イブそのものに対する日本人の意識を高める必要がある。本書はアーカイブの世界を非常にコンパクトにまとめた本であり、アーカイブを専門とする人のみならず、一般の人にも広く本書を薦めたい。

東京大学大学院学際情報学府博士課程

加藤 James



本書は、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」および「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」(以下、「懇談会」という)が取りまとめた「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会中間取りまとめ」(以下、「中間取りまとめ」という)、「諸外国における公文書等の管理・保存・利用等にかかる実態調査報告書」(以下、「外国調査報告書」という)および「公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について—未来に残す歴史的文書・アーカイブスの充実にむけて—」(以下、「懇談会報告書」という)とその関連資料を一冊にまとめたものである。

これらの報告書等については、すでに全史

料協内外でも、さまざまな議論や検討がおこなわれている。それらについては『記録と史料』第15号(全史料協・2005年)や『Network』第31号(全史料協近畿部会・2005年、『アーカイブズ学研究』第3号(日本アーカイブズ学会・2005年))などに見られるので参照していただきたい。また2006年には、「懇談会」により「中間段階における集中管理及び電子媒体による管理・移管・保存に関する報告書」(以下、「2006年懇談会報告書」)もまとめられており、これについても議論が進んでいる。

そのため、文書館職員でもない評者が、今さらこれらの報告書等について論じる余地はないように思われる。これらの報告書等についての内容や議論は上記の書物等に譲りたい。そのかわりとして、ここでは文書館を持たない自治体で、自治体史編さん事業のかたわら、保存年限満了文書の収集をおこなっている評者が、本書をいかに読んだのかを紹介することで、この重責を果たしたい。

まず、評者が衝撃をうけたのは、国立公文書館への移管の問題である。現行の制度では、「歴史公文書」(そもそも「公文書館法」の「歴史資料として重要な公文書等」という規定自体が誤解をあたえやすい表現であり、「古い公文書等」と解されることが多く、評者は適切ではないと考えているが、ここでは「懇談会報告書」にならい「歴史公文書」とする)の移管に関する国の機関との協議は内閣総理大臣がおこない、両者の合意により、内閣総理大臣に移管され、その移管された「歴史公文書」のみが国立公文書館で保管されるということになっている。国立公文書館も内閣総理大臣に意見を述べるができるようになってはいるが、あまりにも国立公文書館の関与は間接的である。これには、国立公文書館の独立行政法人化の問題もあろうが、文書館も持たない自治体で業務をおこなっている評者にとっては、何度この現状を耳にしてもやはり衝撃は大きい。

評者の勤務する自治体の文書管理規程にも「廃棄予定として登録された文書のうち、歴

史的文化的価値を有すると認められる文書は、市史編さん担当課に引き継ぐ(「泉佐野市文書管理規程」)とあり、この一文だけを頼りに、「歴史公文書」の収集をおこなっている。当初は、廃棄日に処分されていく公文書の横で、必要と思われる「歴史公文書」のうち、目に付いたもののみを収集していた。もちろん、目につかなければそのまま廃棄されることになり、実際に廃棄された「歴史公文書」も多数あったと思われる。そして、この状況を改善するため、文書管理担当課との協議を続け、事前に廃棄予定文書のリストを提供してもらい、それをもとに、重要な「歴史公文書」の移管については、原課との協議をおこなえるようになってきている(時間的な問題もあり「重要」と判断したもの以外は、今でも処分されていく横で収集しているが)。2007年度はさらに一歩踏み込んで、文書管理担当課との協議のうえ、パンフレットを作成し、各課に配布し、「歴史公文書」の移管がスムーズにおこなえるように努め、また原課からの移管の申し出も求めている。

評者の勤務する自治体の「歴史的公文書」の収集・移管の現状を少し紹介してみたが、おそらく文書館を持たない地方自治体は、同じような状況ではなかろうか。このような状況でも、なんとか「歴史公文書」を保存していく努力を続けているのが、文書館を持たない地方自治体の現状であろう。このような地方自治体は、国立公文書館にフラッグシップたる役割を期待してしまう。しかし、「懇談会報告書」にある国立公文書館の移管の現状では、フラッグシップたる役割を期待するのは困難である。国立公文書館の関与はあまりにも間接的であり、原課と直に協議をおこなえるだけ、評者の勤務する自治体の方が良いかもしれない。「懇談会報告書」の提言を受け、国立公文書館への移管手続きが整備されていくことは、歓迎すべきである。しかし、すでに指摘されているとおり、「懇談会報告書」の提言でも、移管における国立公文書館の主体性や同館への移管の義務付けなどの点では不十分

なところもある(鈴江英一「内閣府『公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会報告書』を読んで」『記録と資料』第15号)。フラッグシップたる役割が求められる国立公文書館には、「歴史公文書」の移管に、さらにはライフサイクル全体に関わる文書管理に強い権限を持っていただくよう期待し、さらにはそれが実現されるような法の改訂を期待したい。

次に評者が危機感を抱くのは、電子媒体による公文書(以下、「2006年懇談会報告書」にない「電子公文書」とする)の問題である。前述したとおり、文書館を持たない自治体の「歴史公文書」の移管・保存には、まだまだ不十分な点が多々ある。「懇談会報告書」の問題として、地方自治体の公文書館制度に対する視点が抜け落ちていることもすでに指摘されている(鈴江前掲論文、平塚詩穂「国立公文書館における行政文書の保存 「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」報告をうけて」『Network』第31号)が、地方自治体における公文書館制度の整備は遅々として進まない。このように「歴史公文書」の移管・保存が進まない地方自治体にあっても、「電子公文書」については導入が検討されている。評者が勤務する自治体でも、何度か電子決裁の導入などの話は聞いたことがある(現在はまだ導入されていないが)。現在の紙ベースの公文書でさえ、「歴史公文書」の移管・保存が進んでいないうえに、「電子公文書」が導入されると、ますます「歴史公文書」の移管・保存の問題は混迷を極めるであろう。また、「懇談会」より提出された「2006年懇談会報告書」においては、「電子公文書」の移管や管理の技術的な問題等も指摘されている。国としても「公文書館法」を制定し、地方自治体にも「歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務」を負わせているのなら、「電子公文書」についても導入だけでなく、その保存・利用にまで指導・支援をおこなう必要があるのではないか。「外国調査報告書」によれば、中国

などの諸外国においては、公文書の電子化については、その保存・管理まで含めた法律が制定されているところもあるという。日本においても「電子公文書」については、その導入だけでなく、保存・管理までを含めて検討をおこなっていく必要があるのではないか。しかし、「懇談会報告書」においても「2006年懇談会報告書」においても、「電子公文書」については技術的な問題が中心となり、地方自治体の「電子公文書」と公文書館制度の問題に対する視点はない。「電子公文書」については、その保存・管理・利用までも含めた議論・検討をおこなったうえで導入すべきであるし、地方自治体に対しては、そのような国の指導があつてしかるべきと考える。

最後に専門職問題について私見を述べておきたい。現在、専門職の育成は、国立公文書館が実施する研修が中心的な役割をはたしている。しかし、国立公文書館が実施しているのは、公文書館の専門職員の育成のためであり、対象は公文書館職員に限られているようである。これでは、評者などが国立公文書館の研修を受講することはできない。日本の公文書館制度の底上げには、国だけでなく地方自治体の公文書館制度の充実が求められると考えるが、そのためには地方自治体にも専門職が置かれるような体制をつくるべきである。そのため、たとえ文書館を持たない地方自治体の職員であっても、公文書館機能というべき部署の担当者であれば、国立公文書館の研修を受講できるようにすべきではないか。このような考え方は「中間とりまとめ」の段階では「直ちに対応すべき事項」として取り上げられていた。しかし「懇談会報告書」の段階では取り上げられていない。この間の過程については、評者にはわからないので、すでに対応できているのかもしれない。しかし、対応できているのなら、もっと広く受講生を求めるべきではないかと思う。

ここまで、文書館を持たない自治体に勤務する評者の立場から、「歴史公文書」の移管に関する問題と「電子公文書」の問題、専門職問

題について、本書を読んで思ったことを書きつらねた。「書評と紹介」でありながら、内容紹介や全体的な問題についてはほとんどふれずに終わってしまった。読者の海容を請うとともに、それらについては前述した書物等を参照いただきたい。評者の意見は、国の強力な指導を求めるものであり、近年の「小さな政府」という考え方とは、相容れないものかもしれない。国の立場からすれば、「公文書館法」という基本法があるのだから、あとは地方自治体の裁量で公文書館制度を充実させていけば良いということになるのかもしれない。しかし、公文書館制度という日本にはまだまだ馴染みのない制度については、あるていど国のリーダーシップが必要となろう。評者の勤務する自治体でも、周辺に公文書館制度の参考となるような自治体がなく(実際には参考にすべき自治体はあると思うが、文書館という「箱」を持つ自治体ではないため説得力がない)、参考にすべきは国となる。そのためにも、本書(「懇談会報告書」)の提言を受けて、国立公文書館の機能が充実されることを、まずは期待したい。そして、今後は法の改訂も含めたさらなる機能の充実を期待したい。少なくとも、国立公文書館が日本の公文書館制度の中心であり、文書館を持たない自治体が最初に参考とする公文書館であろうから。また「懇談会」には、今後、地方自治体の公文書館制度の充実も視野に入れた議論がおこなわれることを期待したい。

付記：本稿の提出後、福田内閣が誕生し、公文書館制度についても議論がすすみ、注目を集めつつある。本稿では、それらの動きについて触れることができなかったが、これから動きに期待したい。

泉佐野市教育委員会図書歴史課 宮田 克成